



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第127回 成人年齢の引き下げについて

1 令和4年4月1日より「民法の一部を改正する法律」が施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これにより、施行日時点において18歳以上20歳未満の者は成人となり、その結果、親の同意を得ずに契約等の法律行為をすることが可能となり、親権に服することもなくなりました。

なお、酒・たばこ、公営競技の年齢制限や国民年金の被保険者資格は現状の年齢制限が維持され、成人式も大学受験の日程と重なる弊害が生じること等を考慮し、ほとんどの自治体が20歳での開催を維持する方向のようです。

2 さて、消費者側にとって、成人年齢の引き下げで懸念される点として「消費者被害の増加」が挙げられます。従前未成年であった18歳以上20歳未満の者は、親権者の同意なく行った法律行為を「未成年だから」という理由で取り消すことができましたが（未成年取消権）、法改正によって法律行為の取消しをすることができなくなるため、18歳以上20歳未満の者が悪徳業者に狙われるのではないかと懸念されているのです。

実際に、国民生活センターが公表する統計データ¹によると、「18歳及び19歳」と「20歳から24歳まで」の相談件数や被害金額を比較した場合、20歳を境に相談件数や被害金額が多くなるため、未成年者取消権が消費者被害防止の重要な役割を担っていたことが分かります。

3 しかしながら、消費者被害防止のための法

整備が十分とは言えません。今年の通常国会において、消費者契約法の改正案が提出されましたが、成人年齢の引き下げとの関係では、①取消事由として「勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘する場合」及び「威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害する場合」の追加、②事業者による努力義務の拡充（現行の「消費者の知識、経験」に加えて「年齢、生活の状況及び財産の状況」も総合的に考慮した情報提供を行うこと。ただし、「事業者が知ることができた」ものに限られるため、年齢等を確認する義務は課されません。）にとどまりました。また、改正法の施行は2023年となる見込みであり、そもそも成人年齢の引き下げに間に合っていない。

その他、消費者金融や暗号資産関係は、業界団体による指針の改定や企業の自主規制に委ねられており、クレジットカード関係に至っては、法令の改正も業界や企業の自主規制も進んでいない状況です。

4 成人年齢の引き下げを事業者側から見た場合、「消費者被害が増加するおそれがある」との社会的な共通認識が形成されていると考えられますから、18歳以上20歳未満を相手とした取引を行う場合には、トラブルを避けるべく、契約内容に関する説明を慎重に行うことが必要ですし、また、場合によって契約締結時における説明内容を書面に残しておくことも検討されるべきです。

¹ 国民生活センター「狙われる！？18歳・19歳「金（かね）」と「美（び）」の消費者トラブルに気をつけて！」（令和3年4月8日公表）図1及び図4